

大田市内の中小企業の皆様へ

# 大田市中小企業等雇用維持対策 支援事業補助金のご案内

大田市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者が雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）の申請事務を社会保険労務士に委託した場合の費用に対して、補助金を交付します。

**受付期間** : 令和2年6月4日～令和3年1月29日

補助対象者	令和2年1月24日以降に、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を申請し、支給を受けた大田市内に本店を有する中小企業 ※1事業者あたり1回のみ申請可能。
補助対象経費	雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の申請事務委託に係る、社会保険労務士へ支払った申請代行手数料（消費税、手付金、顧問料は除く） ※受付期間前に発生した経費も対象となる。
補助率	補助対象経費の1/2以内 ※千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。
補助限度額	50,000円

## 必要書類

- (1) 大田市中小企業等雇用維持対策支援事業補助金交付申請書
- (2) 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し
- (3) 社会保険労務士に支払った費用の分かる請求書・領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

## お問い合わせ・書類提出先

〒694-0064 大田市大田町大田口1111

大田市役所産業振興部産業企画課

(電話) 0854-83-8075

(メール) o-syokou@city.ohda.lg.jp

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での申請をお願いします。